

第6章

実施すべき特定事業、その他の事業

6-1 目標年次の考え方

6-2 特定事業

6-3 その他の事業

6-4 心のバリアフリー

第6章 実施すべき特定事業、その他の事業

6-1 目標年次の考え方

特定事業の目標年次の考え方は、原則として基本構想作成からおおむね5年後の令和12(2030)年度、または、おおむね10年後の令和17(2035)年度までを目標として設定します。

ただし、基本構想の作成段階において、着手予定時期を明確にできない事業や着手まで長期にわたることが想定される事業については、今後、状況に応じて再検討するものとします。

また、すでに実施している取組で、今後も継続していくものについては、継続的に実施するものとして区分します。

※) 春江駅周辺整備事業の整備状況より、着手時期が変動する場合があります。

■目標年次の考え方

短期	令和8(2026)年度～令和12(2030)年度を目標に着手
中長期	令和13(2031)年度～令和17(2035)年度を目標に着手
継続	継続的に実施
今後機会を捉えて 時期を検討	実施予定時期を明確にできないため、 今後機会を捉えて整備等の時期を検討

■ 特定事業、特定事業者について

- ・特定事業は、基本構想における生活関連施設、生活関連経路のバリアフリー化を具体化するためのもので、基本構想制度における要といえるものです。
- ・具体的には、バリアフリー法第2条で定める6つの主としてハード整備に関する事業（公共交通特定事業・道路特定事業・路外駐車場特定事業・都市公園特定事業・建築物特定事業・交通安全特定事業）と、令和2年5月のバリアフリー法改正により創設されたソフト対策に関する事業（教育啓発特定事業）のことを指します。
- ・基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者（特定事業者）には、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます。

6-2 特定事業

6-2-1 公共交通特定事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
(※) 株式会社 ハピライ ンふくい	春江駅	出入口	・戸の前後に 120cm 以上の水平区間を確保	短期
			・自動式の引き戸を 1 以上設置	短期
			・出入口に大きめのひさしを設置	短期
		通路	・移動等円滑化基準に沿った通路の設置	短期
		階段	・移動等円滑化基準に沿った階段の設置	短期
		トイレ	・幅 80cm 以上で段差のない出入口の設置	短期
			・男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房の設置	短期
			・介助者の同伴に配慮したカーテンなどの設置	短期
			・乳幼児用設備の設置	短期
			・呼び出しボタン（通報装置）の設置	短期
			・車椅子利用者などに配慮した洗面器の設置	短期
		点字ブロック	・視覚障害者誘導用ブロックの敷設（出入口、改札口、券売機、階段、エレベーター、トイレ、触知案内板等）	駅舎改修等に合わせて敷設を検討
		エレベーター	・移動等円滑化基準に沿った大きさのエレベーターの設置	短期
		プラットフォーム	・音声による誘導案内設備、運行情報提供設備の設置	継続
		改札口	・80cm 以上の拡幅改札口を 1 箇所以上設置	短期
		券売機	・券売機の車いす対応	中長期

※) 春江駅周辺整備事業に係る対象箇所については、坂井市と協議し特定事業を進める。

6-2-2 道路特定事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
坂井市	春江駅周辺の歩行者空間（西口側）	歩道等	・歩道の勾配の改善、拡幅、点検・管理	短期
	春江駅周辺の歩行者空間（東口側）	歩道等	・連続的な歩道の整備	中長期
	春江駅周辺の歩行者空間（地下道）	立体横断施設	・傾斜路の勾配の改善検討、両側手すりの設置	短期
			・目の細かいグレーティングに更新	短期
			・出入口部分の水平区間の確保	中長期
	県道29号（春江駅周辺）	歩道等	・歩道等縁端の段差確保	短期
			・舗装の修繕（インターロッキングブロックの段差解消）	短期
			・舗装の修繕（段差解消）	短期
		点字ブロック	・点字ブロックの分断解消	短期
三国土木事務所	県道29号（隨応寺交差点～春江駅周辺）	歩道等	・歩道等縁端の段差確保	今後機会を捉えて時期を検討
			・舗装の修繕（段差解消）	
	県道29号（嶺北縦貫線）	点字ブロック	・点字ブロックの修繕	
	県道102号（春江中コミニセン～隨応寺交差点）	歩道等、点字ブロック	・県道の改良工事等とあわせてバリアフリー化を検討	
		歩道等、点字ブロック	・県道の改良工事等とあわせてバリアフリー化を検討	

6-2-3 交通安全特定事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
坂井警察署	県道102号 (春江中コ ミセン～隨 応寺交差点)	音声案内	・交差点信号の音声案内の設置	今後機会 を捉えて 時期を 検討
	県道29号 (隨応寺交 差点～春江 駅)			
	県道29号 (嶺北縦貫 線)			

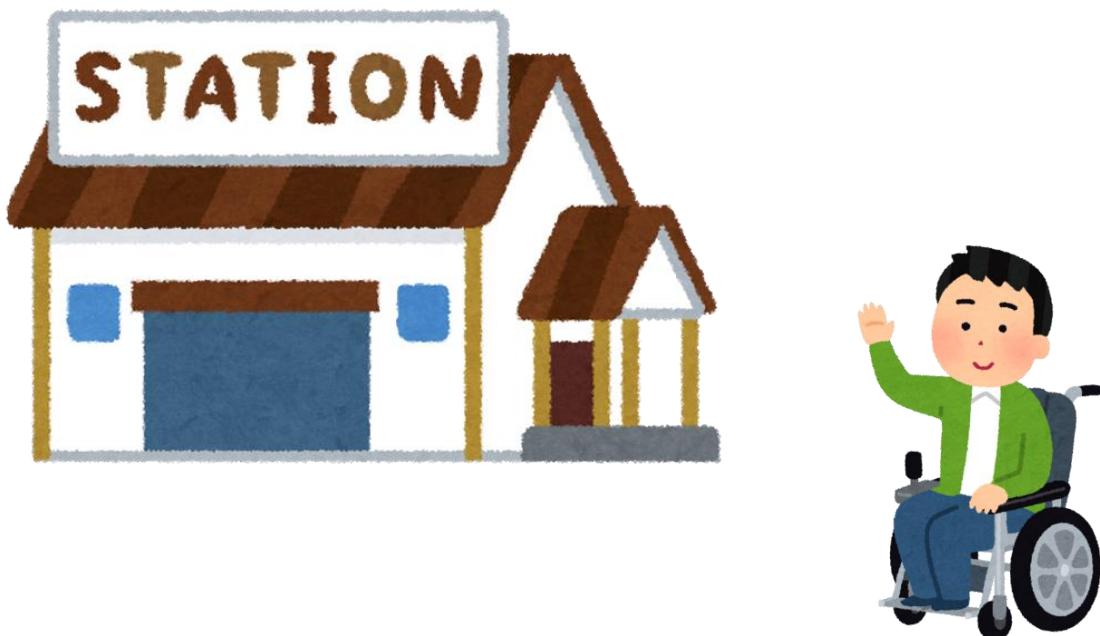
6-2-4 教育啓発特定事業

心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要となることから、本市の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

特定事業者	特定事業の内容	目標年次
坂井市	・小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進	継続
	・点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進	継続
	・横断歩道の道路標示の改修声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」等の普及促進	継続

6-3 その他の事業

特定事業者	施設名称	対象箇所	特定事業の内容	目標年次
坂井市	春江西口広場	歩道等	・舗装の修繕（段差解消）	短期
			・歩道等の勾配の改善	短期
			・目の細かいグレーチングに更新	短期
			・連続的な歩道の整備	短期
		点字ブロック	・点字ブロックの設置	短期
	春江東口広場	駐車場	・身障者用乗降スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所）	短期
			・障害者用駐車スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所）	短期
			・わかりやすい駐車場案内表示の設置	短期
		歩道等	・連続的な歩道の整備	中長期
		・移動等円滑化基準に沿ったエレベーターまでの導線確保	中長期	
		駐車場	・身障者用乗降スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所）	中長期
			・障害者用駐車スペースの設置（駅出入口からできるだけ近い場所）	中長期
			・わかりやすい駐車場案内表示の設置	中長期



6-4 心のバリアフリー

面的なバリアフリー化を図るうえでは、ハード面の整備のみならず、移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」などのソフト対策が不可欠です。

ソフト対策は、本構想における重点整備地区にかかわらず、市全体として早期に取組を進め、関係機関と連携して継続的に実施していきます。

6-4-1 心のバリアフリーとは

施設のバリアフリー化に代表されるハードの整備が進んでも、高齢者や障がい者等に対して、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができなければ、真の意味でのバリアフリー化を図ることはできません。

「心のバリアフリー」とは、ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29 年 2 月ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）に記載されているとおり、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことを意味しており、当該行動計画においては、次の 3 点が「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして示されています。

- ・障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」を理解すること
- ・障がいのある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること
- ・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を養うこと

（「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」抜粋）



6-4-2 取組方針

(1) 心のバリアフリーに関する啓発や情報発信

市民や通行者が利用しやすいバリアフリー環境を作っていくためには、ユニバーサルデザインによる施設の整備と合わせて、施設や車両等の優先席や障がい者用駐車施設等の利用に係る適正な配慮など、市民一人ひとりが実際に行動する必要があります。

そのためには、高齢者や障がい者等に対する理解を深め、思いやりを持った行動に繋げられるよう、心のバリアフリーを広めることが重要です。

これを踏まえて、高齢者や障がい者などへの理解とバリアフリー社会を醸成するため、心のバリアフリーに関する啓発や情報発信に取り組みます。

【参考】中部運輸局管内バリアフリー教室



(2) 事業者等における心のバリアフリーの促進

公共交通事業者や生活関連施設の従業員等の高齢者や障がい者などに対する「理解促進」「対応の向上」を図るために、公共交通事業者等は、職員に対する適切な教育訓練を行うよう努めることが求められます。

具体的には、高齢者や障がい者などに対する対応マニュアルの整備、計画的な職員研修（接遇研修や介助研修など）、利用者に対する広報啓発活動などの取組が考えられます。

多くの施設等では従業員への計画的な教育に取り組まれていますが、高齢者や障がい者などへの理解を深めるため、今後も継続した取組への協力を求めていきます。

6-4-3 心のバリアフリーの実現に向けた取組

心のバリアフリーを実現するためには、市民一人ひとりが高齢者や障がい者などの特性を理解し、接することができる社会を目指すことが重要です。そのため、府内の関係部署が一体となった取組を進めるとともに、国・県や教育機関、民間事業者等と連携しながら、市民に対する啓発・情報発信等の取組を計画的に進めます。

【取組内容】

【◎】着手済みの取組
【・】今後検討する取組

(1) 児童、生徒、学生の理解を深めるために学校等と連携して行う取組

- ◎小中学校、高等学校における障がいのある方との交流活動の実施による障がい者理解の推進
・小中学校、高等学校における児童・生徒が主体となったバリアフリー関連学習の推進

(2) 住民や事業者等の関係者の理解・協力を得るための取組

- ◎点字ブロックや障がい者用駐車場等、その目的や適切な利用に関するポスター作成によるマナーアップの推進
◎声かけや支援のきっかけとなる「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」の普及促進
・市の広報紙による学校における活動内容紹介記事の掲載
・市の広報紙やホームページ等を活用して優れた取組を紹介するなど、共生社会に向けた広報活動の推進
・主に公共交通事業者や重点整備地区内の事業所を対象としたバリアフリー講演会の開催
・障がい者が利用する車椅子や白杖など、市民が参加するイベントを活用した体験型の啓発活動の実施
・心のバリアフリーに関するパンフレットの作成

(3) 事業者等における心のバリアフリー促進への取組

- ・公共交通事業者による駅構内や車内におけるポスターや車内放送を通じた啓発活動
・公共交通事業者や事業所を対象としたバリアフリー講演会への参加、職場における従業員を対象とした接遇研修の実施
・点字や多言語及び拡大文字メニューの作成、筆談ボード、手話でのコミュニケーションなど、障がい者や外国人等が利用しやすいサービスの提供